

第 34 回原子力バックエンド対策専門部会議事要旨（案）

1. 日 時 平成 12 年 9 月 26 日（火） 14：00～15：45
 2. 場 所 科学技術庁第 1・2 会議室（科学技術庁 2 階）
 3. 出席者：
 - （原子力委員） 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
 - （専門委員） 熊谷部会長、石榑委員、石塚委員、大桃委員、川人委員、神田委員、小島委員、小玉委員、小西委員、齋藤委員、佐々木委員、徳山委員、鳥井委員、中神委員、永倉委員、藤岡委員、松田委員、森山委員、 山内委員
 - （科学技術庁） 中澤 原子力局長、青木 廃棄物政策企画官
青木 放射性廃棄物規制室長
 - （原子力安全室） 小原 管理官
 4. 議 題
 - （1）地層処分研究開発第 2 次取りまとめの評価について
 - （2）ウラン廃棄物の処理処分について
 - （3）その他
 5. 配付資料
 - 資料(専)34-1 第 33 回原子力バックエンド対策専門部会議事要旨(案)
 - 資料(専)34-2 「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価(案)」(平成 12 年 7 月 13 日、原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会)に対する意見 (寄せられた意見をそのままタイプしたもの)
 - 資料(専)34-3 「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価(案)」に対する意見の概要
 - 資料(専)34-4 「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価(案)」に対するご意見と回答の方針(案)
 - 資料(専)34-5 ウラン廃棄物処理処分の基本的考え方について(案)
 - 資料(専)34-6 「放射性廃棄物シンポジウム」について
- 参考資料
- 参考(専)34-1 「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価(案)」(平成 12 年 7 月 13 日、原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会)に対する意見 (寄せられた意見をそのまま複写した

もの)

参照資料

我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価(案) (平成12年7月13日、原子力バックエンド対策専門部会)

原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画 (平成6年6月24日、原子力委員会)

高レベル放射性廃棄物の地層処分研究開発等の今後の進め方について(平成9年4月15日、原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会)

RI・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について (平成10年5月28日、原子力バックエンド対策専門部会)

現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物処理処分の基本的考え方について (平成10年10月16日、原子力バックエンド対策専門部会)

超ウラン核種を含む放射性廃棄物処理処分の基本的考え方について(平成12年3月23日、原子力バックエンド対策専門部会)

わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性―地層処分研究開発第2次取りまとめ― 総論レポート (平成11年11月26日、核燃料サイクル開発機構)

6. 審議の概要

(1) 地層処分研究開発第2次取りまとめの評価について

分科会主査の小島委員及び事務局より資料(専)34-2～4、参考(専)34-1に基づき説明が行われた。各委員の主な意見等は以下の通り。

- いただいたご意見の中には、情緒的なものから技術的なものまでいろいろな質問が混じっている。個々の質問に対して回答を用意し、インターネットに掲載してはどうか。

(事務局より回答)

従来より、いただいたご意見については、分類して対応を検討し、その結果については冊子にまとめてご意見をいただいた方に送付している。

- 評価は、推進機関から独立したところで行うべきものであり、評価分科会がその場所と考えるが、評価の過程において専門部会から意見を言うのはいかがなものか。いただいたご意見の取扱いについては主査に一任してはどうか。

(部会長より回答)

基本的にはそのとおりと考えるが、お気付きの点などあればお聞かせいただきたい。

- ご意見への対応の中に、直接的に回答していないものもある。そのような箇所についてももう少し詳細に検討いただきたい。

※ ご意見と回答の方針(案)について、コメントがあれば今週中に事務局に連絡することとした。

(2) ウラン廃棄物の処理処分について

分科会主査の石樽委員及び事務局より資料(専)34-5に基づき説明が行われた。各委員の

主な意見等は以下の通り。

- 化学毒性という語は具体的にどのようなことを意味するのか。

(主査より回答)

通常の産業廃棄物では有害物質に対して指定がなされるが、現時点でウランは直接の適用リストに含まれていない。将来、産業廃棄物の有害物質のリストに入ってくる可能性に留意し、考慮すべきということである。

- 産業廃棄物よりもウラン廃棄物の方が危ないと誤解されないか。

(主査より回答)

分科会での検討では、これまでの低レベル放射性廃棄物の処分方策の検討では廃棄物中の放射能の減衰が期待できたが、ウラン廃棄物についてはそれほど減衰が期待できず、むしろ有害物質としてとらえるべきとの意見も出されており、それを反映させているものである。誤解を与えないよう修文することとする。

- 報告書案 p16 の最後の段落の 2 行目の「不確実性が考慮されるとともに」という表現は能動表現とすべきであり、「...不確実性が考慮されるとともに、...」の部分で、「...不確実性を考慮すべきである。この際、...」としてはどうか。

(主査より回答)

ご意見を踏まえて修文を行うこととする。

※ 報告書「ウラン廃棄物処理処分の基本的考え方について(案)」については、本日の意見を踏まえ文章等に修正を行った後、原子力委員会への報告を経て意見募集を行うこととなった。なお、文章の修正については、部会長と分科会主査に一任された。

(3) その他

事務局より、資料(専)34-6 に基づき、放射性廃棄物シンポジウムについての報告が行われた。

次回(第35回)専門部会は、平成12年10月11日(水)に開催することとして閉会した。